

## 地下貯蔵タンクの漏れの点検

消防法第 14 条の 3 の 2 により定期点検が義務付けられている施設のうち、地下貯蔵タンクを有する施設については、地下貯蔵タンクの漏れの点検が義務付けられている。

### 点検をしなければならない地下貯蔵タンク（危規則第 62 条の 5 の 2 第 1 項）

- ① 法第 13 条第 1 項に規定する地下貯蔵タンク
- ② 法第 13 条第 2 項に規定する二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻

### 点検を要しない地下貯蔵タンク若しくはその部分（危規則第 62 条の 5 の 2 第 1 項ただし書き）

- ① 二重殻タンクの内殻
- ② 危険物の微小な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置（危告示第 71 条第 3 項）が講じられているもの

地下貯蔵タンク若しくはその部分について、直径 0.3mm 以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していること。

（かつ）

（タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていること。）

（又は）

FRP 内面コーティングを講じていること

- ③ 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻のうち、当該外殻と地下貯蔵タンクとの間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているもの

### 点検周期（危規則第 62 条の 5 の 2 第 2 項）

- ① 法第 13 条第 1 項に規定する地下貯蔵タンク

完成検査済証の交付を受けた日又は直近において漏れの点検を実施した日から次の期間を超えない日までの間に 1 回以上行わなければならない。

以下に該当しない場合→**1 年に 1 回**

ア 完成検査を受けた日から 15 年を超えないもの→**3 年に 1 回**

イ 危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置（危告示第 71 条第 4 項）が講じられているもの→**3 年に 1 回**

漏えい検査管により 1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認している。

（又は）

危険物の貯蔵又は取扱い数量の 100 分の 1 以上の精度で在庫管理を行うことで、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認していること。

（かつ）

（タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていること。）

（又は）

FRP 内面コーティングを講じていること

平成 16 年 3 月 31 日以前に許可を受けていた製造所については以下の何れかの措置でも危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置とみなす。  
(平成 15 年 12 月 17 日総務省令第 143 号改正附則第 3 項)

漏えい検査管により 1 週間に 1 回以上確認していること。

（かつ）

（電気防食の措置が講じられているもの。）

（又は）

タンクが設置条件の下で腐食するおそれのないもの。

漏えい検査管により 1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認していること。

（かつ）

貯蔵又は取扱い数量の 100 分の 1 以上の精度で在庫管理を行うことで、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認していること。

（かつ）

必要な事項について市長村長に届出。

- ② 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻→**3 年に 1 回**

## 地下埋設配管の点検

消防法第 14 条の 3 の 2 により定期点検が義務付けられている施設のうち、地盤面下に設置された配管については、漏れの点検が義務付けられている。

点検をしなければならない配管（危規則第 62 条の 5 の 3 第 1 項）

地下埋設配管

点検を要しない配管（危規則第 62 条の 5 の 3 第 1 項ただし書き）

危険物の微少な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置（危告示第 71 条の 2 第 2 項）が講じられているもの

地下埋設配管又はその部分について、直径 0.3mm 以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していること。

（かつ）

（ さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。

（又は）

（ 電気防食又は当該配管が設置される条件下で腐食するおそれのないものであること。

点検周期（危規則第 62 条の 5 の 3 第 2 項）

完成検査済証の交付を受けた日又は直近において漏れの点検を実施した日から次の期間を超えない日までの間に 1 回以上行わなければならない。

以下に該当しない場合→ 1 年に 1 回

① 完成検査を受けた日から 15 年を超えないもの→ 3 年に 1 回

② 危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置（危告示第 71 条の 2 第 3 項）が講じられているもの→ 3 年に 1 回

（ さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画に設けられた漏えい検査管により、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認している。

（又は）

（ 危険物の貯蔵又は取扱い数量の 100 分の 1 以上の精度で在庫管理を行うことで、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認していること。

（かつ）

（ さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。

（又は）

（ 電気防食又は当該配管が設置される条件下で腐食するおそれのないものであること。

平成 16 年 3 月 31 日以前に許可を受けていた製造所については以下の何れか措置でも危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置とみなす。

（平成 15 年 12 月 17 日総務省令第 143 号改正附則第 3 項）

漏えい検査管により 1 週間に 1 回以上確認していること。

（かつ）

（ 電気防食の措置が講じられているもの。

（又は）

（ 配管が設置条件の下で腐食するおそれのないもの。

漏えい検査管により 1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認していること。

（かつ）

（ 貯蔵又は取扱い数量の 100 分の 1 以上の精度で在庫管理を行うことで、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認していること。

（かつ）

（ 必要な事項について市長村長に届出